# 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う工事請負契約書等の取扱いについて (お知らせ)

平成31年4月9日瀬戸内市契約管財課

平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の率が引き上げられる予定であることから、瀬戸内市で発注する建設工事並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務における経過的な工事等に関する取扱い方針として、下記を参考に適切な事務処理を行うよう庁内の関係部署に通知しておりますので、お知らせします。

記

1 平成31年4月1日(以下「指定日」という。)以後に契約を締結し、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)以後に引渡し予定の工事等(建設工事並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。)の取扱いは、次のとおりとする。

## (1) 工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

工事請負契約書等並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務委託における委託契約書(以下「委託契約書」という。)においては、その取引に課される消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の額を明らかにするため、請負代金額等(請負代金額及び業務委託料をいう。以下同じ。)に併せて当該取引に係る消費税の額(請負代金額等に 110 分の 10 を乗じて得た額)を記載するものとする。

なお、消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

# (2) 前金払及び部分払の取扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払、部分払及び出来高部分払には、消費税の税率の改 正による消費税の増加分を含まないものとする。

# (3) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の 改正による物価の変動分を除くものとする。

#### (4) 施行日より前に引渡しが完了した場合の取扱い

当該取引に係る消費税の額が、請負代金額等に 108 分の 8 を乗じて得た額となるよう変更契約した上で代金の請求及び支払を行うものとする。

- 2 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づいて指定日以後に契約を締結する工事等 については、1の工事等と同様に取り扱うものとする。
- 3 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等で指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、1の工事等と同様に取り扱うものとする。
- 4 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で 遅延により引渡しが施行日以後になるものの取扱いは、次のとおりとする。なお、前金払及び 部分払については、1(2)の規定に準じて取り扱うものとする。

# (1) 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期の延長が工事請負契約書第 19 条から第 21 条までの規定による場合、履行期間の延長が委託契約書第 19 条、第 20 条又は第 22 条の規定による場合等工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分につき請負代金額等を変更するものとする。

## (2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算について、消費税の税率の改正による 消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額を除いた金額に 100 分の 2 を乗じ て得た額とする。

#### (3) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の 改正による物価の変動分を除くものとする。

## (4) 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

5 工事等に係る契約の相手方が免税事業者の場合、1から4までの工事等のうち委託契約書に 特別の規定を設ける必要がある場合等、1から4までの規定により難いものの取扱いについて は、別途、適切な処理を行うこと。